

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
（令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務委託事業者選考審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務委託事業者選考審査会）（以下「審査委員会」という。）の運営（企画提案プレゼンテーション審査）について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 審査委員会（企画提案プレゼンテーション審査）の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務委託に係る企画提案書の審査
- （2）令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務委託候補者の選定
- （3）その他必要と認められる事項

（庶務）

第3条 審査委員会の庶務は、観光文化・スポーツ部観光振興グループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務委託契約の締結日をもって廃止する。